

広島市水道局規程第13号

令和8年5月29日

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 榊原 茂

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程

広島市水道局就業規則（昭和28年広島市水道局規程第1号）の一部を
次のように改正する。

別表第4第5項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。